

小平市地域防災計画

(令和 7 年修正)

概要版

令和 7 年 3 月
小 平 市

目 次

1	小平市地域防災計画とは	1
	計画の目的	1
	令和7年修正の視点	1
	計画の基本理念	1
	計画の構成	2
2	被害想定	3
3	新しい減災目標と視点	4
4	主な修正内容	5
5	平常時の対策（予防対策）	7
6	災害発生時の対策（応急対策・復旧対策）	11
7	震災復興計画	16
8	南海トラフ地震等防災対策編	17
9	風水害編	18
10	原子力災害編	20
11	火山災害編	20
12	大規模事故編	20

I 小平市地域防災計画とは

計画の目的

小平市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、小平市防災会議が策定する計画で、小平市（以下「市」という。）、東京都（以下「都」という。）、警察、消防、防災機関、事業者、市民が、その有する全機能を有効に発揮して、市域における地震災害、風水害等の自然災害及び大規模事故災害から、市民の生命、身体及び財産を保護し、「災害に強い小平の実現」を図ることを目的としています。

小平市防災会議は、地域防災計画の策定及びその実施、防災に関する重要事項の審議等を図るために設置され、市長を会長として、市、都、警察、消防、関係機関等の職員で構成されています。



令和 7 年修正の視点

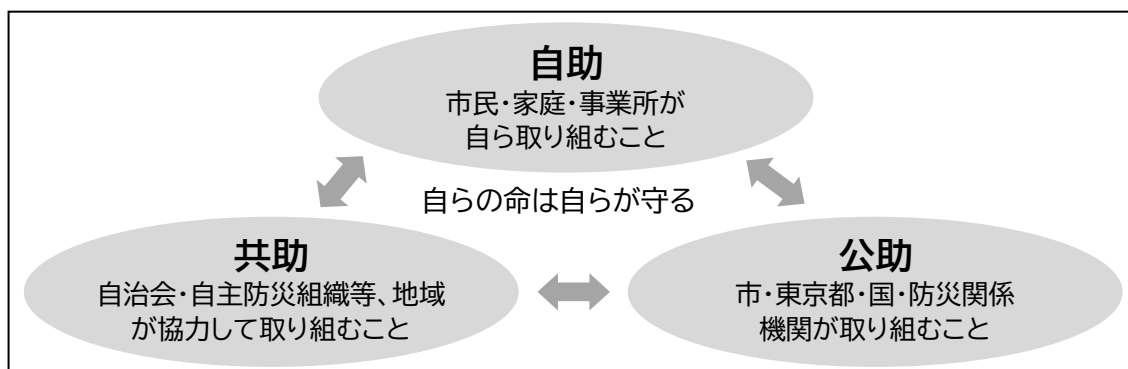
東京都防災会議は、令和 4 年 5 月に「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表し、10 年ぶりに被害想定を見直しました。また、新たな被害想定で明らかになった震災リスクから、都民の命とくらしを確実に守るため、東京都地域防災計画（震災編）を令和 5 年 5 月に修正しています。

これらのことから、東京都地域防災計画などの各種計画等との整合を図りつつ、本計画の前回修正以降発生した法律改正等を反映し、切迫性が指摘される首都直下地震等への備えと、災害発生時に市民の生命、身体及び財産を守り被害を最小限にする、より実効性のある地域防災計画とするために修正を行いました。

計画の基本理念

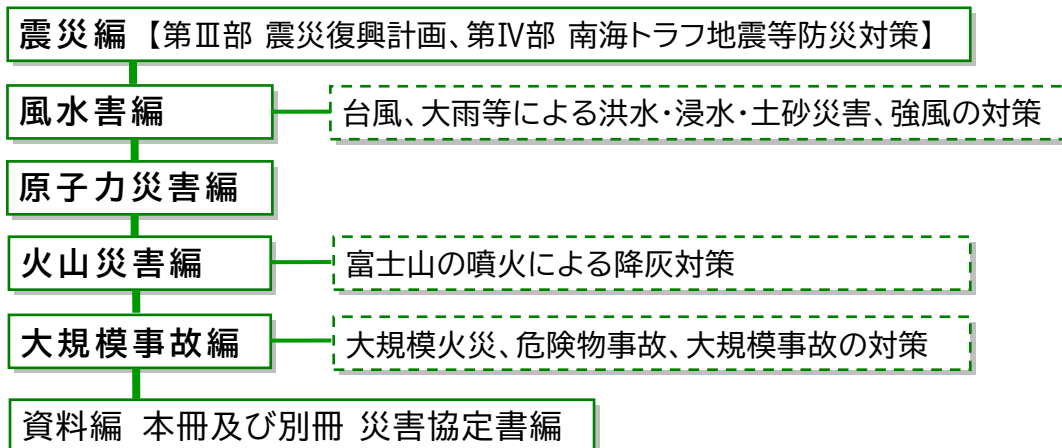
地震災害から一人でも多くの生命と貴重な財産を守るためには、第一に「自らの命は自らが守る」という自助の考え方、第二に市民同士が地域で助け合い、「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、この 2 つの理念に立つ市民や事業者と、公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにし、連携を図っていくことが欠かせません。

これらを防災の基本理念として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、市民、行政、事業所、ボランティア団体等との相互連携、相互支援を強め、自助、共助による市民及び地域の防災力の向上を推進していきます。



計画の構成

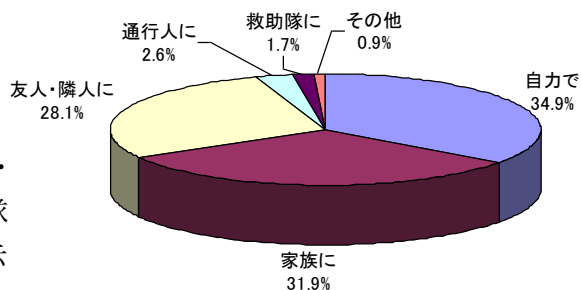
地域防災計画は、次のとおり災害の種類ごとに、市、防災機関、事業者及び市民が行うべき対策を、項目ごとに予防・応急・復旧の各段階に応じて記載しています。



●自助・共助の重要性●

右のグラフは、阪神・淡路大震災で生き埋めや閉じ込められた人が、誰に助けられたのかを示したグラフです。

「自力・家族」による自助は約 67%、「隣人・通行人」による共助は約 31%、消防や自衛隊による公助は 2%に満たないという結果が示されています。災害時には、自助・共助が非常に重要なことがわかります。

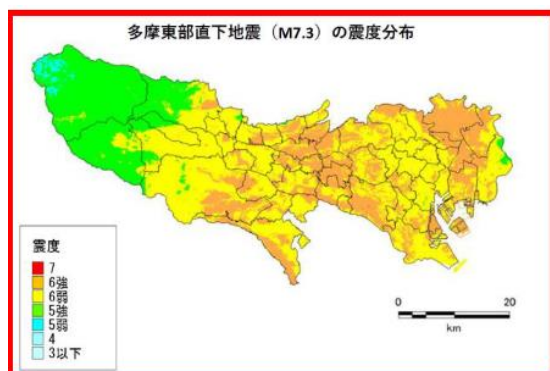


出典：（公社）日本火災学会

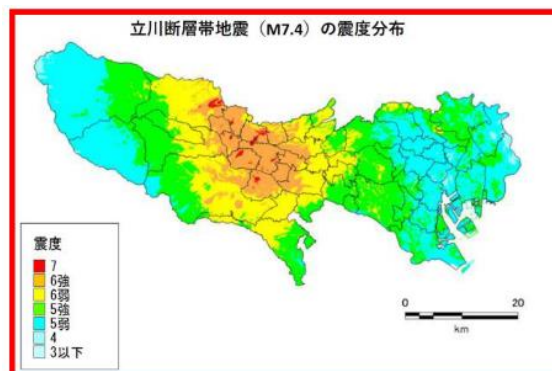
2 被害想定

地震：東京都の被害想定を更新-----

東京都防災会議が令和4年5月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」で想定した地震のうち、小平市に大きな被害を及ぼす多摩東部直下地震及び立川断層帯地震の2地震を想定地震とします。

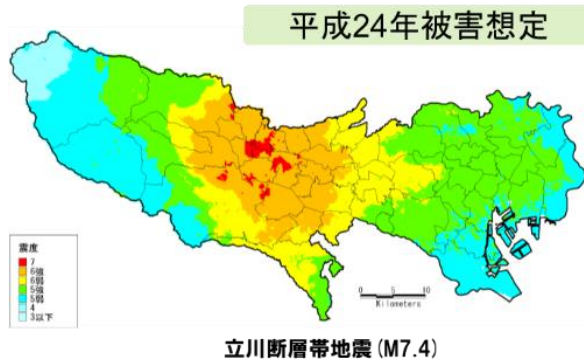


多摩東部直下地震

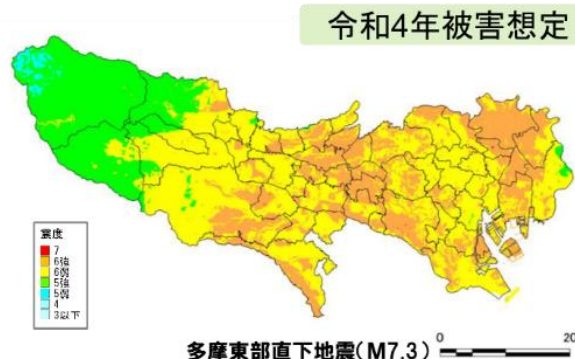


立川断層帯地震

耐震化や防火対策を推進した結果、死者や負傷者の想定数は減少しています。一方で、エレベーター閉じ込め件数が増えるなど、近年の住宅事情に応じた被害が想定されています。



立川断層帯地震 (M7.4)



多摩東部直下地震 (M7.3)

	平成24年被害想定	令和4年被害想定
死者数（要配慮者）	183人（104人）	84人（55人）
負傷者数（重傷者）	2,015人（305人）	1,169人（181人）
避難者数	58,129人	29,054人
帰宅困難者数	38,306人	21,347人
エレベーター閉じ込め	17台	36台
自力脱出困難者	902人	415人
建物全壊棟数（半壊棟数）	2,322棟（4,261棟）	962棟（2,955棟）
出火件数（焼失棟数・倒壊建物を含む）	19件（4,826棟）	12件（1,900棟）
災害廃棄物	63万t	31万t

※想定される地震のうち、最も被害が大きいパターンの地震による被害を記載

3 新しい減災目標と視点

東京都地域防災計画震災編（令和5年修正）では、3つの視点に、分野横断的な視点も加えて減災目標を定め、それぞれの視点における対策の進捗と減災目標との関係を一層明確化するため、減災目標の下に各視点において目標とすべき指標を設定しました。

小平市も、令和5年2月に「小平市第四次長期総合計画 第1期中期実行プラン」を改定し、安全で安心して生活できる地域づくりに取り組んでいるところです。

そこで今回、市は東京都と同様に次のとおり減災目標を定めました。

【減災目標】

2030年度（令和12年度）までに、首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減する。

減災目標の確実な達成に向けて、3つの対策の視点と分野横断的な視点それぞれについて、目標とすべき指標を定め、東京都、防災機関、市民、事業者等と協力して対策を推進していきます。

視点1：家庭や地域における防災・減災対策の推進-----

出火防止対策、初期消火対策、家具類の転倒・落下・移動防止対策、市民の自助の推進、自主防災組織の活動の活性化、消防団員の確保を図っていきます。



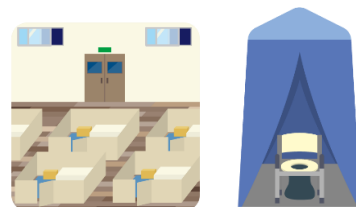
視点2：市民の生命と市の機能を守る応急体制の強化-----

緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進、受援応援体制の充実強化、帰宅困難者対策の実施、避難行動要支援者支援体制の整備、市の危機管理体制の整備を図っていきます。



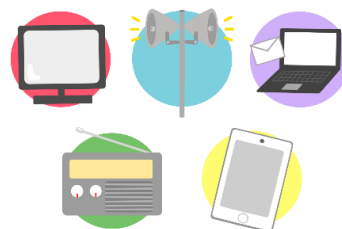
視点3：すべての被災者の安全で質の高い生活環境と早期の日常生活の回復-----

避難所の通信環境の確保、避難所環境の向上、災害時トイレの確保、早期復旧の支援、応急仮設住宅等の確保に取り組んでいます。



分野横断的な視点-----

3つの視点に加え、分野横断的な視点として、ハード対策、多様な視点に配慮、人口構造、防災DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進の視点に基づき、防災対策の具体化を図っていきます。



4 主な修正内容

●被害想定の更新と新たな減災目標の設定

首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月公表）にあわせて、想定地震を「多摩東部直下地震」及び「立川断層帯地震」とし、被害想定を更新しました。また、この被害想定を踏まえた東京都地域防災計画に合わせ、新たな減災目標を設定しました。

●市の防災体制の見直し

より効果的な市の防災体制を構築できる編成としました。また、市の初動対応を見直し、東京都や東京消防庁などの基準を参考に、市職員の自動参集基準等を震度6弱以上等へ変更しました。

●マンション防災を追加

近年増加するマンション住居特有の防災対策について、エレベーター停止や排水管等の被害に備えた日常備蓄の実施、エレベーター停止の早期復旧に向けた取組、自治会・自主防災組織活動、防災セミナー等の周知等を記載しました。



●ドローンを活用した被害状況等の収集



●帰宅困難者対策の強化

東京都が開発する帰宅困難者対策オペレーションシステムの操作の習熟や、機能の効果的な活用方法を検討します。また、小平市民文化会館（ルネこだいら）等を一時滞在施設に指定したため反映しました。

●令和6年能登半島地震の被災地職員派遣での経験を踏まえた、福祉避難所の設置訓練の実施

●避難の基本（地震時の避難行動）を追加

地震後、住民が地域の安全を確認し、自宅倒壊、延焼火災等の危険がある場合は避難して、地域に危険がない場合は耐震性の確保された自宅等での生活を継続します。

避難先は、市の指定避難所のほか、親戚・知人宅、ホテル・旅館等を確保し生活することでも検討します。

●避難者対策の拡充等

避難所における良好な生活環境の確保を推進するとともに、避難所外で避難生活を送る避難者への支援の強化、避難行動要支援者対策の強化、災害用トイレの確保等の強化等を行います。また、避難所の運営は、避難所を利用する地域住民が主体であることを明記し、感染症全般を対象とした避難所運営を行うこととします。



●住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理を追加



●南海トラフ地震等防災対策編を追加

東海地震対策編を廃止し、新たに南海トラフ地震等防災対策編を追加しました。南海トラフ地震臨時情報の発表の流れ、対応の基本をまとめています。

●風水害時のタイムラインを作成

事前の備えを含む警戒レベルに応じて取るべき行動を定め、いざという時の行動を確認することができるよう、大型台風の接近・上陸に伴う石神井川の洪水を対象とした避難情報の発令等に着目したタイムライン（情報伝達・市及び市民の行動を時系列に示したもの）を作成しました。

●水防情報の収集について記載内容の充実

気象情報に警戒レベル、顕著な大雨に関する気象情報（線状降水帯含む）、早期注意情報（警戒級の可能性）を追加、気象庁が作成するキキクル（危険度分布）の情報を追加しました。

●石神井川が「洪水予報河川」になったことを反映

令和5年2月に、石神井川が「水位周知河川」から「洪水予報河川」に指定されました。

これにより、東京都と気象庁が共同で氾濫危険情報を発表することになり、洪水予報の発表基準が変更となったため、詳細を記載しました。

●強風対策について規定

木が多い市の特性を踏まえ、強風等による倒木等で道路閉鎖や電線の切断などの被害が想定されることから、新たに対策を追加しました。



●自主避難の推進

市は、災害の発生が予測される場合、市ホームページ、防災・防犯緊急メールマガジン、X（旧ツイッター）等のSNS等を活用するとともに消防団や自主防災組織と連携し、市民に対して警戒等の呼び掛けを行い、自主避難を促します。

避難情報を発令する前の段階で、市民から自主避難の要望があるなど、小平市自主避難所開設及び運用指針に該当する場合は、公共施設を自主避難所として開設します。



●大規模事故編を追加



5 平常時の対策（予防対策）

●自助による市民の防災力向上

発災時、「自らの命は自らが守る」ために、市民一人ひとりが災害に対する正しい認識を持ち事前の対策を心がけるとともに、災害時の行動力を高めることが重要です。そのために市民は、次のような防災対策を推進することが求められています。

- 1 住宅等の耐震性と耐火性の確保
- 2 日頃からの出火の防止
- 3 感震ブレーカー、消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備
- 4 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の飛散防止
- 5 ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策
- 6 水（1日一人3Lを目安）、非常用食料、医薬品など非常持出用品や簡易トイレの準備
- 7 災害が発生した場合の家族の避難場所・連絡方法・役割分担の確認
- 8 買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備え
- 9 自転車を安全に利用するための、適切な点検整備
- 10 食品や生活用品を備える日常備蓄の実施（最低3日間分、推奨1週間分）
- 11 停電への備え
- 12 保険や共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- 13 避難所・避難場所や避難経路等の確認・点検、適切な情報収集方法の確認
- 14 地域で発生した過去の災害から得られる教訓の伝承
- 15 市が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
- 16 町会や自治会等が行う、地域の相互協力体制構築への協力
- 17 避難行動要支援者は「避難行動要支援者登録名簿」への登録や個別避難計画の作成などの迅速な避難への備え
- 18 ペットがいる場合は、しつけ、予防接種、飼養用具等の用意、預け先の確保などの準備

●防災知識の普及啓発

災害発生時に的確な行動をとるためには、日頃から危険箇所、避難場所等の防災知識を把握しておくことが重要です。

市は、土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域、浸水予想区域を示したハザードマップにあわせて、避難場所や避難所、給水拠点など防災に関する情報を加えた地図、さらに避難情報や防災知識等を掲載した「防災マップ」を作成し、配布しています。

また、小平市国際交流協会と連携し、在住・在勤外国人に対して防災知識の普及・啓発を図るとともに、防災訓練への参加を呼びかけます。



ホームページにも掲載しています

●地域による共助の推進：自主防災組織の育成強化

災害時は、市民自らが「防災の担い手」であり、初期消火、救出・救護、避難誘導、避難行動要支援者の支援等、地域での自主的な活動が重要です。

市は、自主防災組織の活動紹介や広報を積極的に行うとともに、組織の育成・指導に力を

注ぎ、自主防災組織への市民参加の促進と、組織の活動の質の向上及び活性化を図ります。

特に、防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の推進に努めるとともに、女性や青年を含めた防災リーダーを育てる防災教育を、都と連携し実施するよう努めます。

市では、災害時の市民及び地域の行動力を高めるために、様々な対策に取り組んでいます。

自主防災組織を結成しましょう

◆10世帯以上から登録できます。
自主防災組織の登録をしていただくことで、地域防災フォーラムへの参加、防災訓練への支援、防災セミナーのご案内などの支援が受けられます。

◆50世帯以上の組織
上記のほか、資器材の整備や訓練等に要する費用の一部補助や防災倉庫の貸与を行っています。

問合せ:防災危機管理課 042-346-9519

出前講座「デリバリーこだい」

市職員が直接市民の皆さまに説明します。
会場をご用意のうえ、10～30人程度の団体やグループでお申し込みください。

【メニュー】

家庭と地域における地震対策

【内 容】

地震に対する日頃の備え方、市の地震対策

問合せ:秘書広報課 042-346-9505

●マンション防災における自助・共助の構築

市は、マンション居住者がマンション特有の課題に取り組むよう、東京都が作成するマンション防災に係る各種冊子・パンフレット等を用いて啓発を行うとともに、都が実施するセミナーや防災の専門家を派遣する制度の周知に協力します。

また、マンション管理組合等や管理会社等は、居住者に対して、自助の備えの周知や、防災計画の作成、訓練の実施など共助の取組についての周知、また都の周知に協力します。

【マンション特有の課題を踏まえた対策】

- ・エレベーターが使用不可となることを踏まえた日常備蓄の実施
- ・排水管等の修理が終了していない場合はトイレが使用不可となることを踏まえた携帯トイレ・簡易トイレの準備

●消防団の活動体制の充実

消防団は、公助を担う消防機関であると同時に、地域における共助活動の中心的存在でもあります。消防団の充実強化を図るため、消防団員の確保や、活動しやすい環境整備、装備の充実等を通じて、消防団の活動を支援し、体制の強化に取り組めます。



●事業所による自助・共助の強化

災害時の人的被害を最小限に抑えるために、日頃の安全・防災対策は不可欠です。従業員の安全確保・安否確認体制を整備し、防災資器材や水・食料等、非常用備蓄（従業員数3日分を目安）を確保しましょう。また、災害が事業に与える影響を鑑み、事前に事業所防災計画や事業継続計画（BCP）を策定しましょう。

●安全な都市づくりの実現

被害を最小限にとどめるためには、災害に強いまちづくりが必要です。地震が発生した場合、揺れによる老朽化建物やブロック塀等の倒壊により、死傷者が発生したり、火災の延焼が拡大したり、道路上のがれきが交通の障害となったりと、さまざまな影響が発生します。そのため、建物の耐震化や、火災の延焼拡大の防止・狭あい道路の解消等のための市街地整備を行うとともに、農地や生産緑地の保全等によりオープンスペースの確保に努め、道路網と併せて防災ネットワーク化を図ります。



●安全な交通ネットワーク及びライフライン等を確保

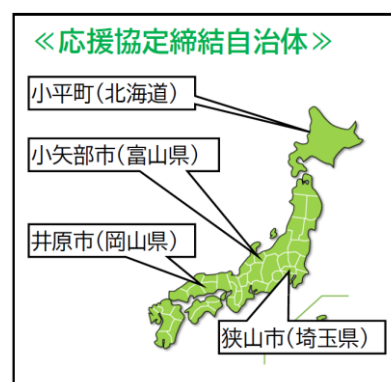
防災効果の高い都市計画道路を重点に整備に努めるとともに、電柱等の倒壊や踏切の閉鎖による道路閉塞を防止するため、無電柱化の検討や道路と鉄道の立体化の推進を図ります。

また、都市計画道路、生活道路等のそれぞれに応じた防災機能の確保及び公園、緑道、広域避難場所等とのネットワーク化を計画的かつ総合的に考え、整備を推進します。

下水道施設の適正な維持管理に努め、水道施設は都と連携し、災害時の態勢を整備します。

●広域連携体制の構築

市は、東日本大震災の課題と教訓を踏まえ、同時被災の可能性や、速やかな応援実施の観点から、他市町村との災害時相互応援協定の締結を進めています。また、あらゆる分野の民間団体、公共的団体との協力体制の確立に努めています。



●住民等への情報提供

防災行政無線（固定系）の機能拡充により、聞き取りにくい地域の解消に努めるだけでなく、エリアメール、防災・防犯緊急メールマガジンや災害時緊急情報配信サービスの登録促進、SNS などによる新たな情報提供ツールを活用するなど、重層的な情報提供手段の確保に努めます。

防災行政無線自動音声応答サービス

防災行政無線で放送した内容を、
電話で確認できます。

専用ダイヤル:042-341-0793

●避難行動要支援者対策

災害時に迅速かつ的確な支援を行うため、市では、避難行動要支援者※登録名簿を作成するとともに、避難支援等関係者の拡充に努めています。また、名簿に登録された避難行動要支援者の避難の実効性を高めるため、人工呼吸器使用者等、自力での判断や避難が困難な方や、ハザードマップ上に居住する方等の避難行動要支援者に対し、「個別避難計画」の策定に努めます。個別避難計画を作成する中で、事前に福祉避難所ごとに受入対象者の調整等を行い、日頃から利用している施設を避難施設へ指定する等、直接避難できる体制の構築に努めます。

※ 避難行動要支援者：要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人をいい、市が定める要件により、避難行動要支援者登録名簿の登載対象となる者をいう。

●帰宅困難者対策

災害発生時は、鉄道の運行停止や、道路渋滞によって集客施設や事業所から帰宅できないおそれがあります。市は、これらの管理者等とともに、情報提供や支援方法について検討します。また、東京都は東日本大震災の教訓から「東京都帰宅困難者対策条例」を制定し、大規模災害時には、「むやみに移動を開始しない」として、事業者には従業員を留まらせることなど一斉帰宅を抑制するよう定めています。

市では東京都と連携し、帰宅困難者対策条例の周知、一時滞在施設の確保、学校における児童・生徒の保護に要する食料などの備蓄、災害時帰宅支援ステーションの周知など徒歩帰宅者に対する沿道支援体制の整備を行います。

【一時滞在施設の提供】

鉄道の運行が停止した場合など、行き場のない帰宅困難者のために「一時滞在施設」を開設し、滞在所のほか、可能な範囲でトイレ、水、食料、災害関連情報等を提供します。

【徒歩帰宅支援】

災害の混乱が収まった後は、徒歩で帰宅する方々のため、災害時帰宅支援ステーションや防犯・防災協力店が、トイレ、水道水、帰宅に必要な情報などを提供します。



●避難所等

市は、市民の安全及び避難生活場所を確保するため、次の避難所等を指定しています。防災マップには、避難所等の情報が掲載されています。

いっとき避難場所	地震による火災などから身を守り、公的な避難指示または救援・救助を受けるためにまず避難し、状況を把握する場所です。【学校の校庭など】
広域避難場所	火災などが拡大し、いっとき避難場所では危険があると判断される場合に輻射熱や煙などを回避するために、一時的に避難する場所です。 【中央公園、小平霊園、小金井カントリー倶楽部など】
避難所	住居等の倒壊、焼失などにより引き続き救援・救助が必要な方が生活の場として避難する場所です。【小・中学校、公民館など】
福祉避難所	一般的な避難所での避難生活が困難な要配慮者のため、特別な配慮がなされた避難所です。【地域センター、災害協定を締結している福祉施設など】

●食料・物資の備蓄

市は、災害発生当初の食料・物資の確保が困難な事態に備えて、被害想定最大の避難者数29,054人を基準として、備蓄倉庫に食料、飲料水、物資等を備蓄しています。各家庭及び事業所においては、自助として3日分程度、できれば1週間分の備蓄をお願いしています。

食料等は市内8か所の備蓄倉庫で集中備蓄しているほか、発災初期に避難所で必要な資機材は、小・中学校等に設置している防災倉庫で管理しています。

備蓄品は、アルファ化米等の食料や飲料水、調整粉乳等を概ね3日分の備蓄を行っているほか感染症対策用品や毛布、敷物などの生活必需品等となります。引き続き、女性の視点や要配慮者等への配慮など、状況に応じた備蓄品の整備に努めていきます。

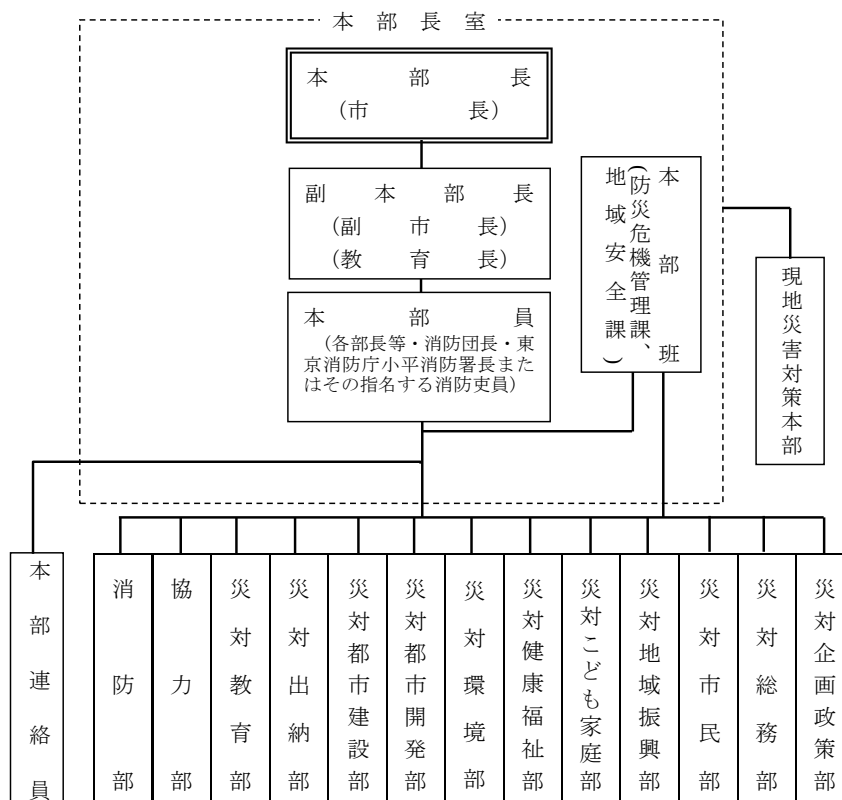
6 災害発生時の対策（応急対策・復旧対策）

●市の活動体制

市長は、震度5強以上の地震等、市域において災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市災害対策本部を設置します。市災害対策本部は、避難指示等の発令、避難所の開設決定、都及び公共機関への応援要請、災害救助法の適用要請等、防災対策を行います。

また、震度5弱の地震であっても被害情報等がある場合は、あらかじめ定められた職員で情報連絡態勢をとります。休日、夜間等の勤務時間外の地震発生等に備え、震度階級等に応じて、市職員の自動参集・配備態勢も決められています。

【小平市災害対策本部の組織】



●緊急初動態勢（初動地区隊）

震度6弱以上の地震が発生したとき、市内及び隣接市の居住者で編成している緊急初動要員が活動拠点に自動参集し、発災初期の活動を行います。初動地区隊は、小・中学校学区単位を原則とし、地区拠点としての連絡所の設置、地区内の被害情報等の収集、市役所内に設置された初動本部との連絡、市民の避難誘導、給水・救援物資の支給援護、避難所の設置・運営などの初動活動を行います。

●受援体制

近年の災害の教訓からも、災害時は被災自治体のみで対応することは困難であり、積極的に人的支援を受けることで効果的な災害対応につながることから、受援ニーズを的確に把握

する体制を整え、災害対策に必要なマンパワー、救援物資等を確保します。

【東京都及び他の区市町村への協力要請】

災害対策基本法、相互応援協定等に基づき、都知事に応援または応援のあっ旋を求めます。

【協定締結団体・企業や指定地方行政機関等への協力要請】

あらかじめ締結している協定により、建設・設備・流通関係団体、企業等に応援を要請し、食料、生活物資、資機材、対策要員を確保します。

【自衛隊の災害派遣要請】

大規模な災害が発生した場合、市長は、災害対策基本法に基づき、都知事に対し自衛隊派遣の要請を求めます。都知事に要請ができないときは、直接、陸上自衛隊第1師団に通報します。なお、陸上自衛隊小平駐屯地は、震災時において自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な機能を担うべく予定されています。

●情報伝達、広報

災害時には、市から市民に対し、市の防災行政無線（固定系）、災害時緊急ホームページ、防災・防犯緊急メールマガジン、災害時緊急情報配信サービス、X(旧ツイッター)などのSNS、携帯電話通信事業者の緊急速報メール（エリアメール）などを活用し、迅速な災害情報の伝達を行います。

また、広報では、ケーブルテレビ局やコミュニティFM局などの地域放送局を活用します。

●帰宅困難者対策

大規模な災害時には、多くの交通機関が運行停止となることから、市内では21,347人の帰宅困難者が発生すると想定されています。人々が一斉に帰宅行動を開始すると、道路の渋滞、駅の混雑等を引き起こし、救助活動や消火活動の妨げとなるため、一斉帰宅抑制の基本原則の徹底が必要です。

●消火・救出活動

地震が発生したときに、複数の火災が同時に発生することが予測されます。消防署、消防団が主体となり消火活動を行いますが、まずは、市民、自主防災組織等が協力して、初期消火を行うことが重要です。



また、震災直後、住民が建物の下敷きになる事案が多数発生した場合、限られた消防署や消防団だけでは対応できません。倒壊家屋等の下敷きになっている人を発見したときは、隣近所の人や自主防災組織等と協力して、早期に救助活動を行うことが必要です。救助に危険が伴う場合等は、消防、警察、自衛隊が連携して救助活動にあたります。

●医療救護体制

多数の負傷者が発生した場合は、災害発生から72時間以内を目途として市内の災害拠点病院等にトリアージポスト及び緊急医療救護所を設置し、病院前トリアージ*及び軽症者への応急処置等を行います。



災害時の医療救護活動を統括・調整するため、小平市災害医療コーディネーターを小平市

医師会の医師から指定し、効果的な医療救護体制を整備します。また、災害時の応援協定を締結した市医師会等と、医療救護所の設置・運営などの体制を構築します。医療救護体制が不足する場合は、都に応援を要請します。

負傷者のうち重症者・中等症者は、災害拠点病院（公立昭和病院）、災害拠点連携病院に搬送します。

避難生活が長期化する場合は、避難者の健康を確保するために、巡回による健康相談、感染症やエコノミークラス症候群等の予防、こころのケア等の保健衛生活動を行います。

※ 災害現場等で多数の負傷者が発生した場合に、負傷者の緊急度や重症度に応じた処置や搬送を行うために、治療の優先順位を決定すること。

●交通規制

市内では、小金井街道、新青梅街道、新小金井街道、府中街道及び五日市街道が緊急交通路に指定される予定路線です（下図参照）。緊急交通路に指定された場合には、緊急通行車両等災害の応急対策に従事する車両以外は通行できません。このほかに、市内の主要道路等が被災状況に応じて緊急輸送道路に指定され交通規制が実施される場合があります。



●避難所の開設・運営

自宅が被災し、生活することが困難となった被災者に対し、生活の場として指定避難所を開設します。避難所は、耐震化が完了した公共施設のほか、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めます。

避難所は、避難所を利用する地域住民が主体となって運営します。各地区で避難所開設準備委員会が作成している避難所運営マニュアルに基づき、避難所の設営・運営を行います。避難所では、避難所の代表者、施設管理者、市の職員等で組織する避難所運営委員会を立ち上げ、避難者のプライバシー、保健衛生、女性や要配慮者に配慮した避難所運営を行います。

運営に当たっては、女性の参画、要配慮者への配慮、感染症等への対応ができるようにし

ます。一般的な避難所での生活が困難な要配慮者については、福祉避難所を開設して移り、日常生活に必要な支援を行います。

また、避難所以外の車中泊・テント泊、在宅等で避難生活をしている被災者にも物資や情報の提供等に努めます。

ペットを避難所に連れて行くときは？

介助犬等を除いて、避難者が滞在する居住スペースへのペットの持ち込みはできません。

屋外の飼育専用スペースを利用するか、施設の収容能力に余裕がある場合には、避難所運営委員会の指示のもと、屋内に専用スペースを設け、ケージに入れて飼養となります。

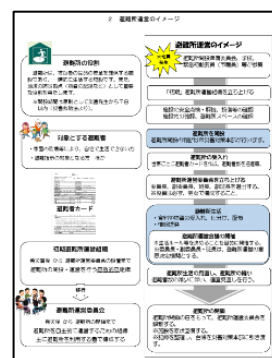
感染症拡大防止に関する取り組み

避難者の健康状態の確認、施設内の衛生管理の徹底、発熱者等の専用スペースの確保等を実施し、感染症拡大防止に努めます。

避難所の運営に協力をお願いします！

東日本大震災や熊本地震の際、避難者が主体的に運営した避難所では、被災者同士の助け合いの機運が高まり、良好な生活環境を確保できたと言われています。

市では避難所ごとに「避難所運営マニュアル」を作成し、避難者が円滑に避難所運営を行えるように備えています。



【自主的な避難行動】

自宅が安全であれば、あえて避難する必要はありませんので、自宅様子を見ましょう。しかし、火災等の危険があるため、避難する必要がある場合には、いっとき避難場所や広域避難場所などに避難しましょう。

火災等の危険がなくなり、住居等の被害がない場合は、自宅に戻りましょう。住居等に大きな損傷があった場合や焼失した場合は、避難所等へ避難しましょう。

【在宅避難】

インフルエンザ等の感染症が流行した場合、不特定多数の人が集まる避難所は、感染の危険が高まります。在宅避難ができるよう、日頃より、避難所に行かない避難の方法を検討しておきましょう。

●災害ボランティア

被災者支援や被災地復興ではボランティアが大きな力を発揮します。

発災後、小平市社会福祉協議会が「小平市災害ボランティアセンター」を設置して、一般ボランティアの受け入れを行います。ボランティア活動支援にあたっては、地域の事情に精通した市のボランティアセンターが中心となり、避難所等におけるボランティアニーズを把握し、市は必要な情報や資器材等の提供等、活動環境を整備して、ボランティア等を直接的に支援します。

また、小平市国際交流協会は「小平市災害時外国人支援センター」を設置して、外国人支援を行います。

一般ボランティアの主な活動	東京都の防災ボランティア
○ 被災家屋の片づけ、堆積土砂等の排除 ○ 避難者の生活支援 ○ 炊出し ○ 救援物資の仕分け 等	○ 防災（語学）ボランティア ○ 被災建築物等の危険度判定 ○ 交通規制支援ボランティア ○ 東京消防庁災害時支援ボランティア 等

●食料・物資の供給

食料・物資は、家庭内備蓄を活用するほか、不足する場合は、市・都の備蓄から供給します。その後、都、協定締結事業者等からの調達、救援物資等の受入れ、炊き出し等により供給します。

●飲料水・生活用水の供給

断水した時は、市内には3か所の災害時給水ステーション、避難所の飲料貯水槽や応急給水栓等で給水を行います。

また、生活用水を確保するため、市内の井戸所有者の協力を得て、震災対策用井戸を指定するとともに、他の自治体や企業と災害時応援協定を締結し、災害時の物資の確保に努めていきます。



●被災建築物の応急危険度判定

大規模な地震により建物が被災したときは、余震によって建物が倒壊するおそれがあります。このような二次災害を防ぐために、応急危険度判定を実施します。判定結果は、「危険」「要注意」「調査済」の3種類のステッカーにより、建築物の出入口等の見えやすい場所に表示します。



〈応急危険度判定のステッカー（全国被災建築物
応急危険度判定協議会ホームページより）〉

なお、この判定は危険を防止するためのもので、罹災証明書を交付するための被害認定調査は、この判定の後で実施します。

また、宅地では、地盤に亀裂等が生じ、次第に拡大することがあります。そのため、宅地の危険度判定を実施します。

●住家の被害認定調査・罹災証明書の交付

被災者生活再建支援金等の受給、応急仮設住宅への入居申請、市税の減免を受ける際には、住家の被害の程度を証明する「罹災証明書」が必要です。市は、住家の被害状況を把握し、罹災証明書を交付するために被害認定調査を実施します。この調査結果を基に、「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない（一部損壊）」に区分し、罹災証明書を交付します。

●被災住宅の応急修理

震災により、住家が半壊または半焼に準じる程度に損傷した場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住居の居住性を維持します。



●住宅の確保

大規模な災害時には、住宅を失った被災者のため、既存の公的住宅の活用、民間賃貸住宅の借り上げ、応急住宅の建設（公園などを予定）により住宅を供給します。

●災害廃棄物処理

大規模な災害では、倒壊した建物、浸水した畳や家財等が災害廃棄物となって大量に発生します。

災害で発生した廃棄物は、「生活ごみ」「避難所ごみ」「し尿」「災害廃棄物」等に区分し、処理します。特に、自宅の片付けにより排出されるごみ、家屋解体等による災害廃棄物は、仮置場を設置して一時的に保管し、長期的な計画を立てたうえで、関係者と協力しながら処理・処分を行います。

なお、搬送方法等については市から周知を行います。

●被災者問い合わせ所

市役所等に被災者問い合わせ所を設置し、災害に関する市民からの問い合わせを受け、各種相談につなげて対応します。

【主な相談窓口】

- | | |
|---------------|-------------------------------|
| ○ 家族等の安否情報 | ○ 小規模事業の資金の融資等 |
| ○ 罹災証明書の交付 | ○ 災害弔慰金、災害障害見舞金、被災者生活再建支援金の支給 |
| ○ 市税等の支払猶予、減免 | ○ 災害援護資金の貸付、義援金の受付 |
| ○ 応急仮設住宅等への入居 | ○ 災害ごみ、し尿、がれきの処理、公費解体等 |
| ○ 被災住宅の応急修理 | ○ ペットの保護、飼養・譲渡 等 |

【関係機関の窓口】

- ・外国人の相談（小平市国際交流協会）
- ・ボランティアの受入・依頼／生活福祉資金の貸付（小平市社会福祉協議会）
- ・離職者の再就職支援（東京都労働局・公共職業安定所）



7 震災復興計画

大規模な震災により甚大な被害が発生し、復興までに相当の期間を要すると考えられる場合に、市長を本部長とする「震災復興本部」を設置し、震災復興基本方針を策定します。この方針に基づき、震災復興計画及び特定分野計画を策定し、生活復興、都市復興を推進します。

復興に際しては、震災に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、女性・要配慮者等の視点や災害関連死対策の観点も十分に踏まえつつ、住宅、福祉、医療、環境、雇用、産業などの施策を総合的かつ計画的に進めることが重要です。

このため、市の震災復興の基本目標は、協働と連帯による「安全・安心なまち」、「にぎわいのある小平市」の再建とします。

8 南海トラフ地震等防災対策編

●南海トラフ地震対策

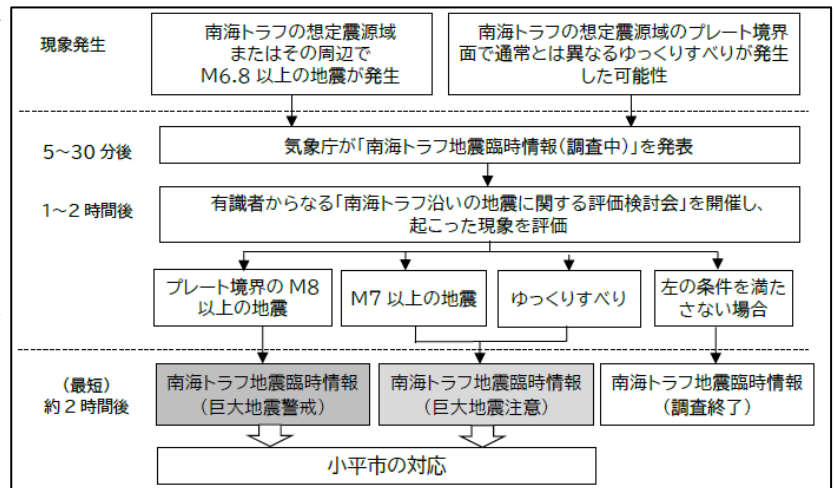
南海トラフ地震は、駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として、概ね 100 年～150 年間隔で繰り返し発生してきた大規模な地震です。このプレートの一部で巨大地震が発生した場合、続けて破壊されなかったプレートで巨大地震が発生する場合があります。

そのため、南海トラフで巨大地震が発生した場合、または異常現象が観測された場合、気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表され、続けて発生する地震への警戒を行います。

小平市で南海トラフ地震により想定される震度は、震度 5 弱程度であり、多摩東部直下地震や立川断層帯地震と比べると影響は小さく、さらに、小平市は南海トラフ地震防災対策推進地域には指定されていません。

●南海トラフ地震に関する情報

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード 6.8 以上の地震が発生した場合や、想定震源またはその周辺で異常な現象を観測した場合は、有識者等による「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価される場合には、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表します。



●南海トラフ地震への市民等の対応

時間	南海トラフ地震臨時情報		
	巨大地震警戒 プレート境界の M8 以上の地震	巨大地震注意 M7 以上の地震	巨大地震注意 ゆっくりすべり
発生直後	個々の状況に応じて避難等の防災対策を準備・開始		今後の情報に注意
(最短) 2 時間程度 ～1 週間	【市全域】日頃からの地震への備えを再確認する等 【土砂災害警戒区域】 ・要配慮者の避難 ・それ以外は必要に応じて自主的に避難 ・土砂災害警戒区域へ立ち入らない	【市全域】日頃からの地震への備えを再確認する等 【土砂災害警戒区域】 ・必要に応じて自主的に避難 ・土砂災害警戒区域へ立ち入らない	【市全域】日頃からの地震への備えを再確認する等
1 週間後 ～2 週間	巨大地震注意対応 【市全域】日頃からの地震への備えを再確認する等 【土砂災害警戒区域】 ・必要に応じて自主的に避難	【市全域】大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震発生に注意しながら通常の生活を行う。	【市全域】大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震発生に注意しながら通常の生活を行う。
すべりが収まったと評価されるまで	【市全域】大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震発生に注意しながら通常の生活を行う。		
大規模地震発生まで			

9 風水害編

●水害に関する被害想定

市内には、想定最大規模の降雨で石神井川、仙川、空堀川が氾濫した場合に浸水が想定される区域があり、河川沿いの低地を中心に最大で深さ 3m 程度の浸水が想定されています。

また、土砂災害警戒区域が 1 か所あります。

この浸水・土砂災害については、小平市ハザードマップ（令和 6 年 4 月）を作成し配布しています。

想定最大規模の降雨とは、概ね 1000 年に 1 回程度発生する大雨です。浸水が想定された区域では警戒避難体制の整備、要配慮者利用施設への避難確保計画の作成等が行われます。

土砂災害警戒区域とは、土砂災害が発生した場合に住民等に危害が生じるおそれがある区域で、警戒避難体制の整備等を行います。



●警戒レベルと避難情報

大雨が予想される場合は、気象庁から警戒レベルを明記した防災気象情報が発表されます。

それに対応して、市長は避難情報を発令します。台風接近時等、大雨により浸水が予想される場合は、気象情報等に応じて、自主避難を呼びかけます。

その後、気象状況、河川の水位状況により、氾濫や土砂災害等のおそれのある場合、市長は、「高齢者等避難」、「避難指示」を発令します。その場合、地域で協力して避難誘導を行い、避難所等の安全な場所へ避難します。

	【警戒レベル】	【防災気象情報】	【避難情報】	【住民がとるべき行動】
危険度 ↑ 高 ↓ 低	警戒レベル5 【災害発生又は切迫】 (市長が発令)	・大雨特別警報 ・氾濫発生情報 (決壊、越水発生)	緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保！
	警戒レベル4 【災害のおそれ高い】 (市長が発令)	・土砂災害警戒情報 ・危険度分布「非常に危険」 ・氾濫危険情報	避難指示	危険な場所から 全員避難
	警戒レベル3 【災害のおそれあり】 (市長が発令)	・大雨警報(土砂災害) ・洪水警報 ・危険度分布「警戒」 ・氾濫警戒情報	高齢者等避難	危険な場所から 高齢者等は避難
	警戒レベル2 【気象状況悪化】 (気象庁が発表)	・大雨注意報 ・洪水注意報 ・危険度分布「注意」 ・氾濫注意情報	大雨・洪水・高潮 注意報	自らの避難行動 を確認
	警戒レベル1 【今後気象状況悪化のおそれ】 (気象庁が発表)	・早期注意情報 (警報級の可能性)	早期注意情報	災害への心構え を高める

出典：避難行動等のイラスト（内閣府）

※突発的な災害の場合、市からの避難指示等の発令が間に合わないことがあります。自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難してください。

●避難活動

台風の接近時等、災害発生が予想される場合は、事前に「自主避難の呼び掛け」や「高齢者等避難」の発令を行い、避難所を開設します。

土砂災害、河川の氾濫等の危険がある場合は、警戒レベルが上がるとともに「避難指示」を発令し、土砂災害警戒区域及び洪水浸水想定区域等に居住する住民に避難を呼び掛けます。

避難情報は、防災行政無線（「高齢者等避難」以上の場合）、市ホームページ、メール配信サービス、広報車等を使って伝達します。



●情報収集

台風や大雨時は、気象庁、東京都水防災総合情報システム、川の防災情報（国土交通省）等から雨量情報等を入手することができます。

●事前避難の原則

風水害の場合は、風雨が強くなる前に市が指定する公共施設、あるいは各自が確保した安全な親戚・知人宅等に事前避難することが原則です。特に、夜間に風雨が強くなることが想定される場合は、昼間のうちに避難することが重要です。

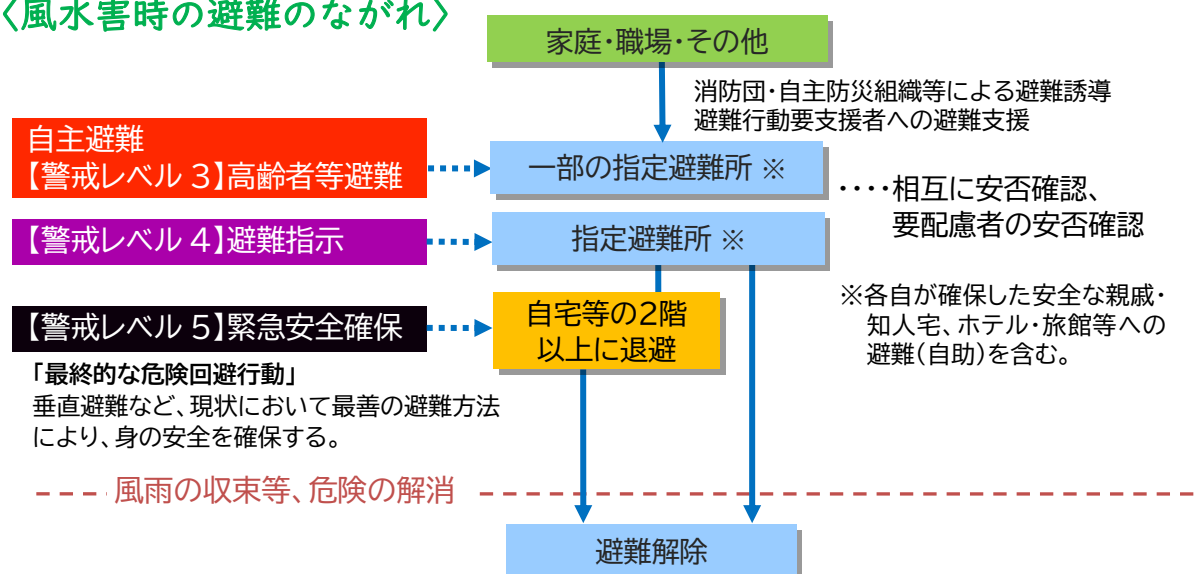
●タイムライン（防災行動計画）の考え方

大雨時には、気象庁から発表される様々な防災気象情報に基づき、事前に避難等の防災行動を行うことが重要です。タイムラインとは、災害の発生する状況を予め想定した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画です。気象災害においては、市、住民等が連携してこのタイムラインに基づいて行動します。

●避難時の地域の活動

避難する際には、自主防災組織等を中心に、隣近所への声掛け（避難情報の伝達）や避難行動要支援者への避難支援等を行うことが必要です。

〈風水害時の避難のながれ〉



10 原子力災害編

市内や都内に原子力施設は存在せず、また、他県にある原子力施設に関しても原子力災害対策重点区域に市の地域は含まれていません。しかし、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないうえ、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故では、発電所から約220km離れている東京都内にも、様々な影響が及びました。この経験を踏まえ、近県の原子力施設で原子力緊急事態が発生した場合に備え、必要な情報収集や正確な情報伝達体制の整備といった市の初動態勢と、市民の不安の払拭と安全の確保を図るために、地域防災計画（原子力災害編）を策定しています。

11 火山災害編

富士山で大規模な噴火が発生した場合に、噴き上げられた火山灰が、気象状況によっては、本市にも2～10cm程度降灰する可能性があります。降灰対策の推進を目的とし、地域防災計画（火山災害編）を策定しています。

12 大規模事故編

市域における大規模な火災、爆発、車両の衝突事故のような、通常の事故と異なり、社会的に大きな影響を及ぼすような大規模な事故災害に備える必要があります。

本計画は、大規模火災、危険物事故（危険物等の爆発、流出事故等）、大規模事故（航空機事故、鉄道事故、道路・橋りょう災害、CBRNE災害※、大規模停電事故）を対象とします。

※ CBRNE 災害：化学（Chemical）・生物（Biological）・放射性物質（Radiological）・核（Nuclear）・爆発物（Explosive）の頭文字をとり、これらによって発生した災害をいう。

小平市地域防災計画（令和7年修正）概要版

令和7年3月発行

編集・発行 小平市総務部防災危機管理課

〒187-8701 東京都小平市小川町二丁目1333番地

電話 042-346-9519